

第26回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料3
平成21年9月1日	

平成22年度予算概算要求の概要

- 平成22年度予算雇用均等・児童家庭局概算要求の概要【P1】
- 平成22年度保育対策関係予算概算要求の概要【P11】
- 平成22年度児童健全育成対策関係概算要求の概要【P13】
- 平成22年度母子保健対策関係予算概算要求の概要【P16】
- 平成22年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要【P18】
- 平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要【P22】
- 平成22年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要【P28】

平成22年度予算 雇用均等・児童家庭局 概 算 要 求 の 概 要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月）等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）や、新たな「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域における子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○概算要求額の状況

	21年度 予算額	22年度 概算要求額	差引 増△減額	伸び率
局 合 計	9,815億円	10,336億円	521億円	5.3%
一般会計	9,105億円	9,448億円	343億円	3.8%
特別会計	711億円	888億円	177億円	25.0%
年金特別会計				
 児童手当勘定				
 うち児童育成事業費	560億円	741億円	181億円	32.3%
労働保険特別会計	151億円	147億円	▲3億円	▲2.3%
 労災勘定	8億円	8億円	▲0.2億円	▲2.9%
 雇用勘定	143億円	140億円	▲3億円	▲2.3%

※ 端数処理の関係上、数値の合計等が一致しないものがある。

(参考) 平成22年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
(平成21年7月1日閣議了解) (抜粋)

年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域における子育て支援の推進

《685,475百万円→719,284百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の推進

62,091百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実
(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 44,000百万円

様々な子育て支援事業について、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた着実な推進を図るとともに、新たに、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止予防強化を推進し、地域の子育て支援の充実を図る。

【対象となる主な事業】

・子育て支援ネットワーク事業(新規)

子育て支援に関する情報提供や相談援助が適切に受けられる環境を整備するため、地域住民参加型の情報ネットワーク(携帯サイト)を構築するための取組を支援する。

・子どもを守る地域ネットワークの機能強化(一部新規)

「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化を図るため、コーディネーター等の専門性強化を図るための取組を支援するとともに、新たにネットワーク関係機関の情報の共有化を図るなどの取組を支援する。

・地域の特性等を踏まえた保育サービスの充実強化事業(新規)

保育サービスの充実強化を図るため、地域事情等に応じた課題の考察を行い、効果的・効率的な保育サービスの提供につなげるための取組を支援する。

・子どもの事故防止予防強化事業(新規)

子どもの事故防止、予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、ひとり親家庭への利用支援など多様なニーズへの対応を図る。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童の一時的な養育・保護を行う。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

○子育て支援拠点の充実

11,188百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。

(7,100か所→7,700か所)

○一時預かり事業(地域密着型)の充実

470百万円

NPO等の多様な運営主体による地域密着型の一時的預かり事業について、身近な場所への設置を促進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

123百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

423,834百万円

○保育所受入れ児童数の増

371,286百万円

・民間保育所運営費

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20～22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所における受入れ児童数の増を図る。

また、栄養士、看護師の協力を得て、食育の推進や感染症予防等に係る取組を行った場合に事業費加算を行う等、保育の質の向上を図る。

○多様な保育サービスの提供

60,818百万円

家庭的保育事業や一時預かり事業など保育サービスの多様な提供手段の拡充を図る。

また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

○安心こども基金

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)により「安心こども基金」を創設し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や、新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

(3)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

28,103百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続き、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。(24,153か所→27,793か所)

(4)児童手当国庫負担金

249,256百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92,624百万円→96,235百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

90,420百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。(次世代育成支援対策交付金44,000百万円の内数)

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

84,957百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するほか、自立及び就業支援の一助となる免許等(普通自動車運転免許等)を取得するための経費を創設する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

5,816百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《169,335百万円→172,210百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3,738百万円

○自立のための就業支援等の推進

3,651百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う高等技能訓練促進費等事業や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

168,472百万円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付け(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

4 母子保健医療の充実

《19,301百万円→23,187百万円》

(1) 不妊治療等への支援

8,168百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金) 8,168百万円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,732百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実・強化

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援

《9,969百万円→9,973百万円》

(1)改正育児・介護休業法の円滑な施行

5,014百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進

34百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

458百万円

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

(4) 事業所内保育施設に対する支援の推進 3,902百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、中小企業に対する設置費助成率を引き上げる措置を継続して実施する。

(5) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 565百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→860百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 504百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 336百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 女性に対する起業支援 20百万円

起業に向け取り組む女性に対する「e-ラーニングサービス」の提供や、起業に必要な人的ネットワークの構築支援、相談業務を実施する。

2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）

3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 《1,622百万円→1,522百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づいた確かな指導等を実施するとともに、専門家（均衡待遇・正社員化推進プランナー（141名）による相談・援助や助成金（40万円～60万円（大企業 30万円～50万円）の支給等により、事業主の取組を支援する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→274万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進

211百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充（制度利用者2人目～10人目まで：15万円→20万円（大企業10万円→15万円））を図る。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

22年度概算要求額 1兆5,676億円（21年度予算額 1兆3,922億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月）等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）や、新たな「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

1. 地域における子育て支援の推進 7,193億円

○すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の推進 621億円

・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の推進、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情等に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止の予防強化、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進

○新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 4,238億円

・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供

○総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 281億円

・「放課後子どもプラン」の着実な推進
・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援

○児童手当国庫負担金 2,493億円

2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 962億円

○虐待を受けた子ども等への支援の強化 904億円

・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,722億円

○母子家庭等の総合的な自立支援の推進 37億円

・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進

○自立を促進するための経済的支援 1,685億円

4. 母子保健医療の充実 232億円

○不妊治療等への支援 82億円

・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援

○小児の慢性疾患等への支援 147億円

・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減 185億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立支援 100億円

・改正育児・介護休業法の円滑な施行や育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 24億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

平成22年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成21年度予算) 405,857百万円 → (平成22年度概算要求) 437,684百万円

新待機児童ゼロ作戦に基づく待機児童解消に向けた保育所受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業や一時預かり事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの推進を図る。

1 待機児童解消に向けた保育所受入れ児童数の拡大

- (1) 民間保育所運営費 362,576 百万円
- ・新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20～22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充。
 - ・年度途中入所児童について、当該年度4月初日時点の年齢による単価を適用し、クラス編成の実態との整合性を図る
 - ・栄養士の協力を得て、低年齢児の栄養管理や食事支援を行う場合の食育推進加算の創設
 - ・看護師の協力を得て、児童の保護者に対する感染症予防等の児童の健康面での相談や保育士等の職員に対して講習会を行う場合の健康管理加算の創設
- (2) 待機児童解消促進等事業費 3,681 百万円
- ・家庭的保育事業
 - ・認可化移行促進事業
 - ・保育所分園推進事業 等
- (3) 保育環境改善等事業 253 百万円
- 保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育サービスの提供等

- (1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金) 44,000 百万円
- ・延長保育促進事業
通勤時間の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。
 - ・家庭支援推進保育事業
 - ・へき地保育所費
 - ・地域の特性等を踏まえた保育サービスの充実強化事業【新規】
保育サービスの充実強化を図るため、市町村において現状把握や地域の実情等に応じた課題の考察を行い、効果的・効率的な保育サービスの提供につなげるための取組を支援する。

(2) 家庭的保育事業 (再掲)

3,520 百万円

新待機児童ゼロ作戦に基づき多様な保育ニーズに応えるため、平成22年4月に施行する改正児童福祉法に位置づけられた家庭的保育事業を推進する。
利用児童数 5,000人 → 10,000人

(3) 一時預かり等事業

4,280 百万円

保護者の疾病や災害等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援である一時預かり及び保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

- ・一時預かり事業(保育所型) 7,610 か所 → 9,258 か所
- ・一時預かり事業(地域密着型) 126 か所 → 258 か所
- ・特定保育事業 1,890 か所 → 1,890 か所

(4) 休日・夜間保育事業

843 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

1,310か所 → 1,413 か所

(5) 病児・病後児保育事業

3,653 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う病児・病後児保育事業を推進する。

1,500か所 → 1,936 か所

(6) 地域子育て支援拠点事業

11,188 百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。また、「ひろば型」又は「センター型」へ移行していない「センター型のうち小規模型指定施設」については、引き続き移行を目指しつつ、一定の条件を検討のうえ平成22年度においても事業実施の経過措置を延長することとする。

7,100 か所 → 7,700か所

(7) その他の保育サービスの充実

7,209 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)において、各都道府県に設置された「安心こども基金」(総額2,500億円)により、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐむ取組等すべての子ども・家庭への支援等を実施することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図っているところである。

平成22年度児童健全育成対策関係概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

(平成21年度予算額) (平成22年度概算要求額)
291,756百万円 → 294,930百万円

1. 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

28,103百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続き、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 23,316百万円

○ 放課後児童健全育成事業費

・ か所数 24,153か所 → 27,793か所

(2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 4,618百万円

○ 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

か所数 394か所 → 428か所

○ 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】

・ 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設（学校の余裕教室等）を改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修を促進する。

・ 設備費について、既存の放課後児童クラブの設備の更新、追加的な備品購入も補助対象とする。

(参 考)

- ・ 平成20年度第2次補正予算に計上された「安心こども基金（1,000億円）」に、小学校等の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を計上
- ・ 平成21年度補正予算に計上された「安心こども基金（1,500億円）」に、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援及び放課後児童指導員の資質向上を図るための支援等に要する経費を計上（地域子育て創生事業）

- (3) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 169百万円
両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、指導者（員）研修を実施する。

2. 放課後等の子どもの遊び場づくりの推進

- 児童館、児童センターの整備 910百万円
- ・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした児童館、児童センターの整備を促進する。

3. 地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の充実

- (1) 地域における子育て支援拠点の拡充 11,188百万円
- ・ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置を促進する。
7,100か所 → 7,700か所
- (2) 民間児童厚生施設等の活動の推進 1,247百万円
- ① 児童館、児童センター等の活動の推進
 - ・ 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。
 - ② 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進
 - ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を活用した事業を実施する。
- (3) 地域における児童健全育成の体制づくりの推進（新規事業） 50百万円
- ・ 児童館が中心となり、地域の様々な指導者及び関係機関との連携・協力体制を築き、子どもを健やかに育む体制づくりを支援する。
- (4) 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援 180百万円
- ・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子・高齢者との交流活動、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主的グループへの支援を行う。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 123百万円

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会い・ふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。

(6) 子どもの健全育成、次世代育成支援等に資する特色のある取組への支援 900百万円

- 各都道府県、市町村における子どもの健全育成や次世代育成支援等に資する先駆的な事業や全国的に新たな事業展開が期待できる取組等について、単年度を原則として支援【定額10/10相当補助】する。

4. 児童手当国庫負担金 249,256百万円

○ 児童手当の内容（現行どおり）

- 支給対象：小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで）
- 支給月額：0歳から3歳未満 一律 10,000円
3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 5,000円
第3子以降 10,000円